

# 固定資産税のお知らせ

## 令和2年度償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場・商店・農業などを経営されている方が、その事業のために使用している機械・器具・備品などのことです。町内に償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況について申告をしてください。

### 申告の対象となる償却資産

- ① 構築物（駐車場・看板等）
  - ② 機械・装置（工作機械・印刷機械等）
  - ※ 太陽光発電設備も含む
  - ③ 船舶
  - ④ 航空機
  - ⑤ 車両運搬具（台車・大型特殊自動車等）
  - ⑥ 工具・器具・備品
- （ロッカー・パソコン等）

※ 太陽光発電設備について  
個人で設置している家庭用以外の太陽光発電設備（野立て、アパート・工場の屋根等）も事業の用に供している資産となりますので申告が必要です。

また、家庭用で余剰または全量売電が継続反復して行われている場合、発電出力がおおむね10キロワット

ト以上の太陽光発電設備も申告が必要です。

### 原則として申告対象外のもの

- 土地・建物（一部建物を除く）
- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告で、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得価額が20万円未満で、法人税・所得税の申告で、3年間で一括し均等償却される資産
- 自動車税や軽自動車税の課税対象となる資産

### 申告の方法

- 令和元年度に申告をされた方  
12月中旬に申告書を送付しますので忘れずに提出してください。
- 新規に申告される方  
新たに事業を始めた方で申告する書類が必要な方はご連絡ください。

### 提出期限

令和2年1月31日（金）

### 家屋を取り壊した方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に家屋を所有している方に課税します。

家屋を取り壊した場合（一部取り壊しも含む）は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すための手続きが必要となります。この手続きは、当該家屋が不動産登記（以下、登記）されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって方法が異なります。

▼ 取り壊した家屋が登記されている場合  
法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。

この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。

※ 登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することで、その土地、家屋の権利を証明するものです。

▼ 取り壊した家屋が未登記の場合  
未登記の家屋は法務局に登記の情報が無いため、町へ直接、届出が必要となります。

なお、課税対象となっている家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書をご確認ください。

### 住宅用地に対する課税標準の特例措置について

住宅用地に対する課税標準の特例措置とは、居住用家屋の敷地について200㎡までは課税標準額が評価額の6分の1の額に、200㎡を超える部分（住宅の床面積の10倍まで）については課税標準額が評価額の3分の1の額に減額される特例措置です。

#### ▼ 特例適用条件

専用住宅、併用住宅、セカンドハウスと認められた家屋に居住されている方が対象となります。

▼ 申請は忘れなく  
特例措置を受けるには申請が必要となります。

住宅を新築された方や、中古住宅を購入された方は、特例措置の申請をしてください。

#### 問い合わせ先

税務課資産税係 (32) 3126

## 確定申告に便利な、 ID・パスワートの 取得をおすすめします

年が明けると、いよいよ令和元年分の確定申告が始まります。e-Taxで提出すれば、混雑する申告会場に行かずに済み、大変便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」では、税務署が発行するID（利用者識別番号）とパスワードを入力するだけで、パソコンやスマートフォンから確定申告書をインターネット（e-Tax）で提出できます。

ぜひ、IDとパスワードの事前の取得をおすすめします。佐久税務署において5分程度で取得できます。

### 持ち物

申告者ご本人が運転免許証など、顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。

### 場所

佐久税務署  
※ 前回の確定申告の際にID・パスワードを取得された方は、次回も引き続き同一のものをご利用いただけますので、改めて取得いただく必要はありません。



※ 税務署は年明けから混み合いますので、令和元年12月ごろまでに取得をお願いします。なお、確定申告会場の開設は令和2年2月17日（月）から（相談受付は午後4時まで）になります。

ご質問などがありましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先  
佐久税務署個人課税第一部門  
0267(67)3462(直通)

## 町税の納め忘れはありませんか？

令和元年も残すところあと1カ月となりました。税金の納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。税金の納め忘れがあると、滞納となり延滞金等が加算され負担が大きくなってしまいます。税金の納め忘れがある場合には、お早めに納付をお願いします。

また、町では納税の公平性の確保と収納率の向上を目的に滞納処分を実施しています。滞納処分とは、地方税法に基づいて行うもので、金融機関への預金調査や、勤務先への給与調査、生命保険、不動産、売掛金、年金、自動車などを調査し、財産を発見した場合には差し押さえを行い、滞納している税金に充てるものです。

随時納付相談を行っておりますので、納税でお困りのことがありましたら税務課収税係へご相談ください。

### 延滞金の計算例 … 10万円を納期限後180日滞納した場合

- ① 10万円 × 2.6% × 30日 ÷ 365日 ≒ 213円 (納期限後1カ月間)
- ② 10万円 × 8.9% × 150日 ÷ 365日 ≒ 3,657円 (1カ月を超える期間)
- ③ ①+② = 3,870円 100円未満切り捨てし、3,800円が延滞金として加算されます。

### ◎ 納税は便利な口座振替で!

口座振替は、預貯金から自動的に振替納付になるので、役場や金融機関などに出かける必要がありません。納付書を無くしたり、うっかり納め忘れたりすることもないので、納期限までに確実に納めることができます。

口座振替が利用できるのは、八十二銀行、三井住友銀行、上田信用金庫、JA佐久浅間、郵便局です。税務課および上記金融機関窓口にて、専用の用紙がありますので必要事項を記入してご提出ください。

問い合わせ先 税務課収税係 (32) 3126